

離島指定検討部会の設置について

〔平成 24 年 10 月 31 日
離島振興対策分科会決定〕

1. 背景

離島振興対策実施地域については、離島振興法第 2 条に基づき指定している。現行の指定基準は、離島振興対策審議会（現国土審議会）の議決を経て昭和 20～30 年代に制定されたものであり、当時から離島の置かれている状況が大きく変化していることを踏まえ、離島の指定基準の点検等が必要となっている。

2. 検討体制

調査審議の円滑化を図るため、別紙の設置要綱により、離島振興対策分科会に、有識者から構成される離島指定検討部会を設置する。

3. 調査審議事項

社会・経済情勢の変化を踏まえた離島振興対策実施地域の指定基準についての点検及び点検結果を踏まえた所要の対応等を行う。

別紙

離島振興対策分科会離島指定検討部会設置要綱

(設置)

- 1 國土審議会令（平成12年政令第298号）第3条第1項の規定に基づき、離島振興対策分科会（以下「分科会」という。）に離島指定検討部会（以下「部会」という。）を置く。

(任務)

- 2 部会は、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の離島振興対策実施地域の指定等に関する以下の事項について調査審議し、その結果を分科会に報告する。

一 社会・経済情勢の変化を踏まえた離島振興対策実施地域の指定基準についての点検及び点検結果を踏まえた所要の対応等に関する事項

(委員会)

- 3 部会に、その定めるところにより、専門の事項を調査させるための委員会を置くことができる。
- 4 委員会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、部会長が指名する。
- 5 委員会に、委員長を置き、当該委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちから部会長が指名する。
- 6 委員長は、委員会の事務を掌理する。
- 7 委員長に事故があるときは、当該委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちからあらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(庶務)

- 8 部会の庶務は、国土交通省国土政策局離島振興課において処理する。

(雑則)

- 9 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(附則)

この要綱は、平成24年10月31日から施行する。

○ 國土審議会令（平成12年政令第298号）

最終改正 平成24年政令第170号

(専門委員)

第一条 國土審議会（以下「審議会」という。）に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、國土交通大臣が任命する。
- 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

(分科会)

第二条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとする。

名 称	法 律 の 規 定
土地政策分科会	國土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第十三条第二項
	土地基本法（平成元年法律第八十四号）第十条第三項及び第十九条
	地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）第二十六条の二
	國土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十二条
	國土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第百四十三号）第三条第六項において読み替えて準用する同条第一項
北海道開発分科会	北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）第四条
水資源開発分科会	水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）第三条第一項、第四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）並びに第六条第一項及び第二項
豪雪地帯対策分科会	豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）並びに第五条

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員及び特別委員は、國土交通大臣が指名する。
- 3 分科会に属すべき専門委員は、会長が指名する。
- 4 分科会に、分科会長を置く。分科会長は、当該分科会に属する委員のうちから当該分科会に属する委員及び特別委員がこれを選挙する。

- 5 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 6 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は特別委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(部会)

第三条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員及び特別委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は特別委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(幹事)

第四条 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、国土交通大臣が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

第五条 審議会は、委員及び議事に關係のある特別委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に關係のある特別委員で会議に出席したもの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、国土交通省国土政策局総務課において総括し、及び処理する。ただし、次の表の上欄に掲げる分科会に係るものについては、それぞれ同表の下欄に掲げる課において処理する。

分科会	課
土地政策分科会	国土交通省土地・建設産業局総務課
北海道開発分科会	国土交通省北海道局総務課
水資源開発分科会	国土交通省水管理・国土保全局水資源部水資源政策課
豪雪地帯対策分科会	国土交通省国土政策局地方振興課

(雑則)

第七条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。

(分科会の特例)

第二条 審議会に、第二条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、次の表の期限の欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の分科会の欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の法律の規定の欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとし、これらの分科会の庶務は、それぞれ同表の課の欄に掲げる課において処理する。この場合において、同条第二項中「前項の表の上欄」とあるのは、「前項の表の上欄及び附則第二条第一項の表の分科会の欄」と読み替えるものとする

期 限	分科会	法律の規定	課
平成二十七年三月三十一日	山村振興対策分科会	山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項及び第二十二条	国土交通省国土政策局地方振興課
平成二十九年三月三十一日	特殊土壤地帯対策分科会	特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項、第三条第一項及び第五条	国土交通省国土政策局地方振興課
平成三十五年三月三十一日	離島振興対策分科会	離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項、第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第二十一条	国土交通省国土政策局離島振興課

- 2 前項の場合において、山村振興対策分科会及び特殊土壤地帯対策分科会の庶務は、農林水産省農村振興局農村政策部中山間地域振興課の協力を得て処理するものとする。
- 3 離島振興対策分科会については、平成二十五年三月三十一日までの間、第一項の表平成三十五年三月三十一日の項中「第二十一条」とあるのは、「第二十一条並びに離島振興法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十号）附則第二条第一

項の規定によりその規定の例によることとされた同法による改正後の離島振興法第三条第三項」とする。

附 則（平成二十四年政令第百七十号）〔抄〕

（施行期日）

- 1 この政令は、平成二十四年六月二十七日から施行する。

国土審議会離島振興対策分科会運営規則

(招集)

- 第1条 國土審議会離島振興対策分科会（以下「分科会」という。）の会議は、分科会長（分科会長が選任されるまでは、國土審議会会長）が招集する。
- 2 前項の場合においては、委員、特別委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に対し、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査審議事項を通知しなければならない。

(書面による議事)

- 第2条 分科会長は、やむを得ない理由により分科会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員等に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い合わせ、その結果をもって分科会の議決に代えることができる。

(会議の議事)

- 第3条 分科会長は、分科会の会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 分科会長は、分科会の会議の議事について、議事録を作成する。

(議事の公開)

- 第4条 会議又は議事録は公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができます。
- 2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の福祉を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができます。

(委員等以外の者の出席)

- 第5条 分科会長は、調査審議上必要があると認めるときは、委員等以外の者に分科会の会議に出席し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

- 第6条 分科会長は、必要があると認める場合には、調査審議事項を部会に付託することができる。
- 2 部会長は、部会の行った調査審議の経過概要及びその結果を分科会に報告しなければならない。
- 3 第1条から第4条までの規定は、部会の議事に準用する。この場合において、第1条第1項中「分科会長」とあるのは「部会長（部会長が選任されるまでの間は、分科会長）」と、第2条及び第3条中「分科会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

- 第7条 この規則に定めるもののほか、分科会又は部会の議事の手続その他審議会、分科会又は部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ分科会長又は部会長が定める。

附 則

この規則は、平成14年3月7日から施行する。